

◎佐賀県条例第30号

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則</u>の定めるところにより決定する。</p> <p>5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、<u>人事委員会規則</u>の定めるところにより、<u>その者の</u>属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における<u>その者の</u>勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>7 略</p> <p>8 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u></p>	<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>人事委員会規則</u>で定めるところにより決定する。</p> <p>5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、<u>人事委員会規則</u>で定めるところにより、<u>当該職員</u>の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>7 略</p> <p>8 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>当該職</u></p>

改正前	改正後
<p>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>9～11 略</p> <p>12 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u>は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、<u>前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（復職時等における給料月額の調整）</p> <p><u>第4条の3</u> 略 （通勤手当）</p> <p><u>第10条</u> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p><u>員</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>9～11 略</p> <p>12 <u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（別表第1、別表第3及び別表第4のイの給料表の適用を受ける職員で、それぞれ当該各給料表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにおいては、当該加算額を加えた額）に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（復職時等における給料月額の調整）</p> <p><u>第4条の2</u> 略 （通勤手当）</p> <p><u>第10条</u> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、</p>	<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項から第3項まで</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下<u>この項から第3項まで</u>において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下<u>この条において</u>「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この号及び次項において</u>「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号において</u>「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係</p>

改正前	改正後
<p>55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（再任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して38,400円の範囲内において人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事</p>	<p>る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その使用する自転車等の種類、その使用距離及びその通勤回数）を考慮して38,400円の範囲内において人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）に300円を加算した額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、人事委員会規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事</p>

改正前	改正後
<p>委員会規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、<u>その者</u>の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～6 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項</p>	<p>委員会規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号</u>において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、<u>当該職員</u>の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～6 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用について</p>

改正前	改正後
<p>中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（<u>第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第6条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合</p>	<p>は、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第6条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割</p>

改正前	改正後
<p>(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 (期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の</u>基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日</p>	<p>合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 (期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給</p>

改正前	改正後
<p>前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤労手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略 （適用除外）</p> <p>第17条の6 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>2 略 附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この条例施行の際現に職員の受けている給与は、この条例の規定に<u>基いて</u>支給されたものとみなす。</p> <p>4～8 略</p>	<p>する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤労手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略 （適用除外）</p> <p>第17条の6 第4条第3項から第11項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>2 略 附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この条例施行の際現に職員の受けている給与は、この条例の規定に<u>基づいて</u>支給されたものとみなす。</p> <p>4～8 略</p>

改正前	改正後
	<p>9 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号）による改正前の佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号。次項第2号において「令和5年旧定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第11項及び第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（別表第1、別表第3及び別表第4のイの給料表の適用を受ける職員で、それぞれ当該各給料表の備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>10 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>(3) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(4) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例附則第4項第1号に掲げる職員</u></p>

改正前	改正後
	<p>11 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第13項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>12 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（別表第1、別表第3及び別表第4のイの給料表の適用を受ける職員で、それぞれ当該各給料表の備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>13 <u>警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>14 <u>附則第12項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第12項中「前項」とあるのは「附則第13項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>15 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第12項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>16 <u>附則第11項、第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>17 <u>附則第11項、第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第11条の4第2項及び第17条第5項（第17条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第11項、第13項、</u></p>

改正前	改正後
	<p>第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>18 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項及び第13項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

別表第1の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300	394,900	446,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300	394,900	446,800

」

に改め、備考の2の次に次のように加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

別表第2の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
--------	--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

短時間勤務職員		241,500	253,200	257,300	292,500	309,300	323,700	347,100	382,800	414,800
---------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前							改正後						
別表第3 (第3条関係) 研究職給料表							別表第3 (第3条関係) 研究職給料表						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給							略				
再任用職員以外の職員	略						定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
再任用職員							定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

改正前							改正後						
		217,500	262,100	287,300	330,500	389,300	<u>間勤務職員</u>		217,500	262,100	287,300	330,500	389,300
備考 1・2 略							備考 1・2 略						
別表第4 (第3条関係)							別表第4 (第3条関係)						
医療職給料表							医療職給料表						
ア 医療職給料表 (一)							ア 医療職給料表 (一)						
職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級		職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	
		号給	略						号給	略			
再任 用職 員以 外の 職員	略						定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	略					
再任 用職							定年 前再		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	

改正前							改正後								
員		296,200	338,600	393,000	466,000		任用 短時 間勤 務職 員		296,200	338,600	393,000	466,000			
備考 略 イ 医療職給料表（二）							備考 略 イ 医療職給料表（二）								
職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 略								号給 略					
再任 用職 員以 外の 職員	略						再任 用職 員以 外の 職員	略							
再任 用職 員		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400	再任 用職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400

改正前								改正後							
								職務 員							
備考 1・2 略								備考 1・2 略 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。							

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の佐賀県職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）附則第9項から第18項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第4条第12項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前提任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（改正後の条例別表第1、別表第3及び別表第4のイの給料表の適用を受ける職員で、それぞれ当該各給料表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前提任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前提任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（改正後の条例別表第1、別表第3及び別表第4のイの給料表の適用を受ける職員で、それぞれ当該各給料表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に、佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年佐賀県条例第29号。以下「整備条例」という。）附則第7項の規定により定年前提任用短時間勤務職員とみなして適用する整備条例第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た

数（第5項において「勤務時間率」という。）を乗じて得た額とする。

- 3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第17条第3項、第17条の4第2項及び第17条の6第1項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第10条第2項第2号及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の佐賀県職員給与条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4のイの各給料表の備考の2の規定による加算（以下「旧条例加算」という。）を受けていた旧法再任用職員（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で、第1項又は第2項の規定により施行日以降において引き続き改正後の条例別表第1、別表第3及び別表第4のイの各給料表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定による加算（以下「新条例加算」という。）を受ける職員（当該職員に係る新条例加算の額（第2項の適用を受ける場合にあっては、当該加算額に勤務時間率を乗じて得た額）が旧条例加算の額（改正前の条例第4条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該加算額に、整備条例第7条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額）に達しないこととなる職員に限る。）には、令和9年3月31日までの間、新条例加算のほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（施行日の前日に改正前の条例第4条の2の規定の適用を受けていた職員にあっては、人事委員会が定める額）を給料として支給する。
 - (1) 暫定再任用職員 施行日の前日を受けていた旧条例加算の額と施行日以後に受ける新条例加算の額との差額に相当する額
 - (2) 暫定再任用短時間勤務職員（再任用職員異動（施行日以後に改正法附則第6条第1項の規定により採用された職員について行う、整備条例附則第7項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。）をした職員を含む。） 施行日の前日に整備条例附則第7項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた勤務時間により勤務する旧法再任用職員であったものとした場合に受けることとなる旧条例加算の額と、施行日以後に当該勤務時間により勤務する暫定再任用短時間勤務職員として受ける新条例加算の額との差額に相当する額
- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の条例第17条第5項（改正後の条例第17条の4第4項において準用する場合及び佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の条例第17条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第30号）附則第3条第5項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 7 前条及び前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。